

超高齢社会が進行する我が国における高齢者等の居住の安定を推進するため、当協会の目的に賛同され、会員になられる法人・個人を広く募集しております。

高齢者住宅協会(高住協) 入会のご案内

当協会は、高齢者の住生活や高齢者住宅の住空間のあり方、福祉等との連携強化及びサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)運営事業者のサービス品質向上及び居住者保護による事業の発展・普及を目指しています。

会員特典

■ サ高住専用 賠償責任保険への加入

当協会では、会員事業者の皆様の経営の安定化、ひいては入居者様に安心を提供できるよう、会員様を対象としたサービス付き高齢者向け住宅の運営にフィットし、その運営リスクに対応する団体保険制度をご用意しております。

保険会社は、損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社、および東京海上日動火災保険株式会社から選択することが出来ます。



■ メールマガジン配信・各種セミナー(会員は参加費1名無料)等

- ・運営事業者相互の情報交流や業界の質、職員の質の向上のため、毎年、主に学術大会方式で研究大会を開催し、運営事業者の研究発表、行政担当者・専門家・事業者等によるパネルディスカッション等を行っています。
- ・「教育セミナー」として、現場の常駐職員向けに認知症に対する基礎知識や法解釈などをテーマに研修を実施。「サ高住経営セミナー」や「現地見学会」も定期的に開催しています。
- ・部会通信(メールマガジン)を週1回発行、実際にあった苦情相談事例の共有などの現場で役立つ情報提供を行っています。



- 会員資格：【1号会員】住生活の安定向上に資する活動を行おうとする者又はサ高住の運営事業者
【2号会員】サ高住の運営事業者
【3号会員】当協会の事業を援助・後援する者

■ 会 費：**年会費 30,000円～** (※会員種別・サ高住 行政登録件数により異なります)

※【1号会員】200,000円(1口)
【2号会員】サービス付き高齢者向け住宅の運営登録物件数に応じた額
(1棟運営 30,000円/2棟～9棟運営 50,000円/10棟以上運営 100,000円)
【3号会員】70,000円

お申込みは…

1

高住協HP(www.shpo.or.jp/)の「入会のご案内」をクリック。会員入会手続規程、会員会費規程をご確認の上、必要手続きを行って下さい。

2

入会申込書および添付書類の確認後、担当者よりご連絡させていただきます。

3

ご提出書類に不備、不足がないことを確認次第、事務局より会費請求書をお送りさせていただきますので、期限内のお振り込みをお願い致します。

一般社団法人

高齢者 住宅協会

Senior Housing Association



サービス付き高齢者向け住宅
運営事業者部会



■ 協会概要

名 称

一般社団法人 高齢者住宅協会
(英文名: Senior Housing Association)



一般社団法人
高齢者住宅協会
Senior Housing Association

設立年月日

2011(平成23)年5月27日

設立目的

高齢者の住生活や高齢者住宅の住空間のあり方、福祉等との連携強化及びサービス付き高齢者向け住宅運営事業者のサービス品質向上及び居住者保護による事業の発展・普及について、関係する事業者等が調査研究、情報交換、提言の発信等を行うことにより、国民の住生活の安定の向上と地域社会の健全な発展に寄与すること

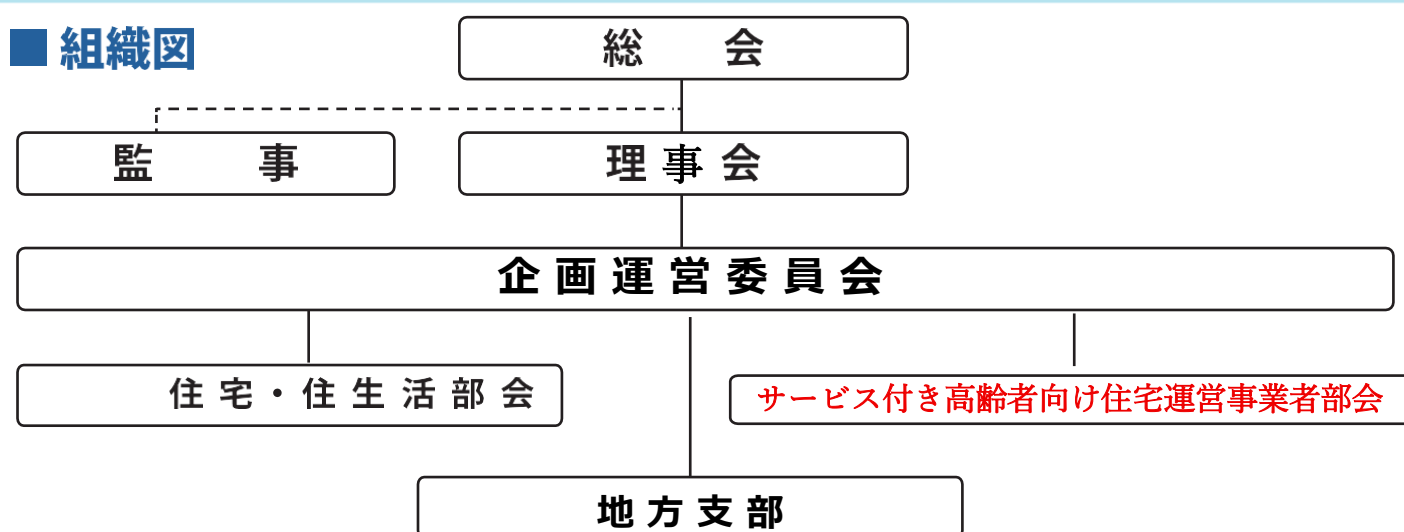
事業

1. 高齢者の住生活や高齢者住宅の住空間のあり方に関する調査研究、提言等
2. サービス付き高齢者向け住宅に関する普及活動、実態調査等
3. 高齢者住宅に関する国の施策や、金融、税制等の供給促進に関する提言
4. サービス付き高齢者向け住宅に関する相談窓口、情報提供等
5. 高齢者住宅に関する研修や会員相互の情報交換
6. 福祉、医療等との連携強化に関する調査研究、情報交換
7. 高齢期の豊かな住生活の実現のための計画・設計、設備機器などの技術開発、情報交換
8. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

倫理綱領

1. 高齢者に良質な住まいを提供します。
2. 入居者の「借家権」及び「自己決定の権利」を守ります。
3. 情報公開を徹底します。
4. 関係法令を遵守します。

■ 組織図



■ 各部会への所属

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会

- ・2号会員
- ・1号会員でサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者である者

住宅・住生活部会

- ・1号会員でサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者以外の者
- ・1号会員かつサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者で希望するもの

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会部会の活動

■ サービス付き高齢者向け住宅 付帯サービス品質向上化事業 (遵守宣言)

○事業創設の目的

事業者団体として、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者に適切な介護保険サービス事業運営を促し、良質な事業者とそうでない事業者との差別化を行い、業界の健全な発展に寄与する事を目的としています。

○事業の概要

対 象	当協会の1号または2号会員が運営するサービス付き高齢者向け住宅
単 位	サービス付き高齢者向け住宅の行政登録1件ごと
事務手数料	行政登録1件ごと1万円 ☆事務手数料→無料キャンペーン中！
公 表	当協会HPにてサービス付き高齢者向け住宅ごとに公表
必 要 手 続	当協会の定めた「行動規範※」に対する遵守宣言書」及び「必要書類」の提出

※ サービス付き高齢者向け住宅運営事業者 行動規範

- ① サービス付き高齢者向け住宅の入居者の尊厳と、「外付けサービス」である介護・医療サービス等の提供において利用者が事業者の選択・変更できる権利を守ります。
- ② サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスとしての「生活支援サービス」と「外付けサービス」は区別します。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の入居に際し、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者が運営する介護・医療サービス事業所が併設隣接していても、利用者が入居前から受けていた介護・医療サービスを継続利用できる権利を守ります。

Q & A



「遵守宣言」して何か良いことあるの？

- ① 遵守宣言確認書の発行(住宅で掲示可能)
 - ② 遵守宣言住宅を部会HPで公表
 - ③ 営業活動で利用出来るロゴデータ配信
- 不適切運営のサ高住との差別化で営業活動に役立ちます！



申請が難しそう…「必要書類」って？

申請について分からないことは、事務局が全力でフォローします！
「必要書類」は賃貸借契約書や入居者のケアプラン等です。詳細は部会HPをご確認下さい！



インターネットで遵守宣言住宅か確認できるの？

部会HPで遵守宣言住宅を公表しています！是非、営業活動にもご活用下さい！

○会員物件一覧

<https://kosenchin.jp/mt020pub.aspx>



高住協への入会事業者募集中

◆サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会 活動と支援について

「サ高住運営部会通信」で、
各種情報を配信

サ高住の損害賠償責任保険
に団体保険で加入が可能

相談対応(運営相談)
入居者相談窓口の設置

行動規範策定により、遵守
宣言住宅に確認書を発行

各種セミナーの開催

- 運営研究見学会
- 教育セミナー
- 経営サミット



サービス付き高齢者向け住宅事業者（会員）

会員資格

本協会の目的に賛同し、サービス付き高齢者向け住宅を運営する法人または個人。
※ ただし、各都道府県・政令市への登録を必須とします。

年会費

平成31年度より、サービス付き高齢者向け住宅の登録件数により以下の金額になります。
サ高住登録件数が1件登録の運営事業者 3万
サ高住登録件数が2～9件の運営事業者 5万
サ高住登録件数が10～49件の運営事業者 10万
サ高住登録件数が50件以上の運営事業者 20万
※サ高住登録とは、サービス付き高齢者向け住宅の行政登録です。

入会申込・詳細はこちら
からご確認ください
HPまたはFAXで入会
申込が可能です。

<https://kosenchin.jp/AdmGuide.aspx>